

広報 第49号

町のすがた
(4月1日現在)

人口 男 3,403人(-21)
女 3,716人(-29)
計 7,119人(-50)
世帯数 1,555 (0)
()は3月1日との比較



発行 昭和47年4月15日

新潟県三島郡
三島町役場
TEL. 脇野町局
局番 025842
内 2 2 2 1

印刷 北越印刷株式会社
長岡市福住1丁目
TEL. ☎ 0306



お知らせ

◆設備近代化 資金の申込みについて
設備貸与 中小企業設備近代化資金および
昭和47年度 申請・受付けがはじまりました。
設備貸与の申請 4月1日～5月31日
①申請期日 (設備貸与)
4月1日～9月20日
(設備近代化資金)
②申請手続など詳細は、役場産業係までお問
い合せ下さい。

◆改正労働保険説明会について
昭和47年度の年度更新にあたり法改正による
労働保険と失業保険が適用徴収を一元化する
等、従来の手続き様式が大巾に改められまし
た。そのため趣旨説明会や申告記入要領
指導会が、開かれます。

③説明会 4月21日 13時30～17時
と き 与板町公民館ホール
④申告書記入指導会
と き 5月10日 午前10時～午後14時
と き 与板町商工会内

◆「緑の羽根」募金実施について
本運動は、国土緑化をおし進める国民運動
の一つとして、街頭募金により県民の緑化に
対する理解と認識を高めるための趣旨です。
⑤募金期間 4月1日～4月30日
⑥募金の奉仕者 高等学校、中学校の生徒お
よび賛同関係団体。

⑦苗木即売市
と き 4月21日～4月22日
と き 長岡市厚生会館前
先着者にウラジロモミ無償配付

◆技能検定の実施について
昭和47年度前期の技能検定が実施されます
ので、受験資格のある人は、多数受験してく
ださい。

⑧受付期間 5月8日～5月22日
⑨実施職種 鋳物関係3職種、機械関係7職
種、仕上関係3職種、配管関係2職種、
銻、鉄工、左官、建具、凸版等48職種
⑩実技試験 7月2日～10月1日
⑪学科試験 9月24日・10月1日



「老令福祉年金の未請求
の方はごさいませんか」
満七十才になられずとも
老令福祉年金を受ける資格
を得られます。
係では該当者にそれぞれ
ご通知を差上げております
が、もし漏れていたり、未
請求の方がございましたら、
すぐ係に連絡の上請求の手
続きをして下さい。その時
能な時がきて時効が完成し

老令福祉年金
未請求者はすぐに
でもらえなくなり、満
七〇才になられたら、とに
角請求の手続きは済ませて



医療費の給付
ひとりぐらしの
老人にも
対象者には
老人医療証を
簡易保険
団体、利用で施設を
最近、婦人会・PTA・
町内会などの団体で自主的
な生活環境などの整備運動
が盛んになって、新生活運動
の場として集合施設をつく
たり、積極的な運動がすす
められていきます。ところが
これ等の施設をつくるため

は印かんと戸籍関係手数料
百円を必要とします。
中には本人、又は扶養義
務者等の所得が高いために
請求しても支給されないか
らと請求できない方があ
ります。いづれにせよ、受給
資格を得て五カ年間未請求
ですと、もしも将来支給可
能な時がきて時効が完成し

去年四月よりねたきり老
人の医療費の給付事業が開
始され、対象者には大変喜
びを受けておられるとす。
本年四月より法律の改正
により七十才以上のひとり
ぐらしの老人にも給付され
ることになりました。対象
者は地区民生委員または、
役場福祉係に申し出て下さ
い。
対象者
七十才以上の老人で常時
ひとりぐらしの状態にあ
る者(ただし生活保護者
は除外)
本人が前年度所得税を課
税されないもの。
福祉年金を受給している
者およびこれを受ける事
の出来るもの。
各種健康保険に加入して
おるもの。
詳細については、役場福
祉係にお問い合わせ下さい。

4月衛生行事

月日	種 目	対 象	と ころ	と き
4.24	生ワクチン	46.2.1～47.1.30 までの出生児	役場分館	14.00～15.30
4.25	乳児検診 離乳食指導	生後3カ月～1年 以内	"	13.00～15.00
4.25	家族計画	一 般	"	"
5.11	妊婦検診	"	"	"
栄養指導車				
4.18	午前10時～11時 午後13時～14時	蓮花寺公民館前 上 条 "		
4.19	午前10時～11時 午後13時～14時	逆 谷 宮 逆 氣 比 宮 "		
犬登録および注射				
4.17	午前10.30～11時 午後12.30～14時	日吉支所前 役場分館前		

広報モニター誕生
住民の自治意識と住民の
紙面参加(声)をはかり、
読まれる「三島だより」と
するため新年度より広報モ
ニターを委嘱しました。
紙面に関する要望・意見
をモニターにお寄せ下さい
藤 川 大矢治雄(農協)
藤 川 平原慶子(主婦)

市街化区域内の
土地家屋に課税

下水路工事脇野町地区

都市計画税は、都市計画
の事業資金に充てるための
目的税です。町ではどんな
計画があるかを説明します
下水路計画のおこり
大字上岩井・吉崎・脇野
町そして気比宮の一部の地
域が昭和四十五年九月一日
に市街化区域として県知事
より指定されました。
この市街化区域は、総合
的に見て暦年三十から四十
ミリメートル程度の降雨で
も、幾度となく出水被害を受
け、都市計画や環境整備に
大きな支障をきたしている
ところです。
この支障をとりぞぎ、
すぐれた環境と住民の福祉
向上に資するために都市計
画下水路の計画を進めるも
のです。
今年度は脇野町地区
今年度実施地区は、脇野
町地区で宮下町・下横町・
旭町の一河湛・浸水のへい
害を排除し、併せて谷地地
区の区画整理による宅地造
成を促進するため、黒川・
小木城川合流点上流五百二
十メートルに於いて単独下
水路として放流する
城川に放流する
ものです。
課税の根拠
都市計画税は
地方税法に基
て都市計画法
により指定さ
れた市街化区
域内に所在す
る土地および
家屋に課せら
れます。
第一期は今年
四月より
税は、当該土
地または家屋
に係る固定資
産税の課税標
準となるべき
価格に
税率百分の〇
二を乗じて得
た額となります。
納期は、固定
資産税と同期
の四月です。

条 例 解 説

ごみ委託収集車にごみを出す主婦たち(脇野町地
区)※ごみ収集は長岡市あけぼの清掃社と委託契約
を結ばれました。収集業務内容は従来と変わりません。

旧脇野町地域の組合立
った大字大野地内の火葬場
を、炉の修理や、自動車を
購入(盤きゅう車に改造)
して四月二十日より町営火
葬場として運営されます。
条例では次のことが定め
られております。

火葬場条例

霊きゅう車を備え
4月20日より発足

種 別	金 額
火葬場使用料	一、〇〇〇円
死体及び内臓物	二〇〇円
燃料は各自負担。(希望者 は町で準備)	
盤きゅう車使用料	五〇〇円

◆火葬場を使用しようとする
方は、町長の許可を受
けなければなりません。
◆使用料は次のとおりです
◆その他
火葬場のカギをお渡しす
る際に使用料を納入して
下さい。
使用後は、炉の掃除をお
願います。

山火事を防ごう
◆たき火の火の始末は完全に
◆風の強い時のたき火はやめよう
◆子供の火遊びに注意を

子供を水から守ろう
◆農繁期は水難事故がふえている
◆危険箇所の処置と監視を
◆水辺に遊ぶ子供にみんなが一声を

